

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度に関する外国法制の概要

アメリカ（連邦）	イギリス （イングランド及びウェールズ）	ドイツ	フランス
<p>損害回復命令 （restitution order）</p> <p>裁判所は、すべての刑事事件につき、刑罰の一つとして、被告人に対し、被害者への損害回復を命ずることができる。</p> <p>また、暴力犯罪、財産に対する犯罪その他所定の犯罪によって、特定の被害者が身体的又は財産的損害を受けた場合には、原則として、損害回復命令が必要であるとされている。</p> <p>裁判所は、命令額及びその支払方法の決定に際し、被害者が被った損害額のほか、被告人の資力、稼働能力、扶養家族等を考慮しなければならない。損害回復命令のために必要な情報は、量刑手続の中で、プロベーション・オフィサーが判決前報告書を作成して提供するが、命令の基礎となる事実と争いがあれば、ヒアリングが開かれ、被害事実及び損害額については検察官が、支払能力については被告人が立証することになり、証拠の優越の程度の証明で認定される。</p>	<p>賠償命令 （compensation order）</p> <p>刑事裁判において、裁判官は、刑罰の一つとして、賠償命令（犯罪の軽重にかかわらず、量刑とともに被害者への損害賠償を命ずるもの）を言い渡すことができる。</p> <p>裁判所は、被害者の存在するすべての犯罪について、賠償命令を言い渡すか否かを検討し、言い渡さない場合には、その理由を示す義務があるとされている。</p> <p>賠償命令を言い渡すかどうか、及びその額の決定に際して、被告人の資力を考慮しなければならない。賠償命令とともに罰金刑の言渡しが適当であると判断する場合、被告人の資力が不足しているとみなされれば、賠償命令が優先される。なお、賠償命令は、民事訴訟に係る被害者の労力を緩和するために設けられた被害者救済のための制度であることから、賠償命令によって刑が軽減されてはならないとされている。</p> <p>被告人が賠償命令を履行しなかった場合、裁判所は、被告人を収監することができる。</p>	<p>附帯私訴</p> <p>被害者及びその相続人は、犯罪行為から生じた財産上の損害を刑事手続の中で被告人に請求することができる。</p> <p>附帯私訴申立人には、明文上、公判に立ち会う権利が与えられているほか、訴訟結果等の通知、記録の閲覧、弁護士の援助等が認められている。</p> <p>裁判所は、有罪判決を言い渡す場合又は改善保安処分を命ずる場合には、原則として、附帯私訴に対する判断を示さなければならず、その審理が刑事手続を著しく遅延させる場合などに限り、その判断を差し控えることができる。裁判所は、請求の一部に対して、又は請求の原因に限定して認容判決をすることもできる。</p> <p>被告人は、申立てが認容された場合には、附帯私訴を認容した部分に限定して上訴をすることもできる。附帯私訴申立人は、請求の全部が認容された場合はもちろんのこと、請求の一部又は請求の原因に限定して認容された場合であっても上訴をすることができないが、判断の差し控えに対しては不服を申し立てることができる場合もある。</p> <p>附帯私訴の申立てを認容する裁判の執行は、通常の民事の強制執行の手続に従って行われる。</p>	<p>附帯私訴</p> <p>被害者は、犯罪によって生じた損害の賠償を求める権利（私訴権〔action civile〕）を有する。</p> <p>この権利は、民事裁判所で行使することも、刑事裁判所で刑事事件（公訴）に附帯して行使することもできる。また、被害者は、検察官が公訴を提起しない場合でも、重罪については予審判事に告訴状を提出して事件を係属させ、軽罪又は違警罪については直接私訴を提起して公訴権を発動させることができる。</p> <p>私訴原告人（partie civile）となった場合、被害者は、当事者として刑事裁判に関与することが認められ、裁判への出席権、弁護士の補佐を受ける権利、証拠提出権、証人に対する質問権、意見書を提出する権利、上訴申立権（ただし、民事上の利益に関してのみ）が認められている。</p> <p>民事裁判所に私訴が提起された場合であって、民事と刑事の訴訟が並行して進行しているときは、民事に関する判決は刑事における終局判決を待って行わなければならないが、刑事判決は、民事裁判所の判断を拘束する。</p>